

日本人と外国人の婚姻（外国方式）

郵送で提出する場合、実際に届出書を記入した日または投函日を記入。窓口へ持参の場合は窓口提出日を記入。

書き間違えた場合は二重線で訂正し、訂正箇所には印鑑または拇印（右手親指）を押す。※修正テープ等は使用不可。

記載事項は、日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）で記入。一番下(下部枠外)に記入する住所のみ英字表記。

婚姻届

令和元年10月2日届出

在日外国国籍者 夫・妻 総務 殿

ファーストネームとミドルネームの間に中点「・」やコンマ「,」を記入しない。

(1) 氏名		夫 氏 花子		妻 氏 花子	
生年月日		1983年6月4日		平成元年10月11日	
(2) 住所		アメリカ合衆国ミシガン州バビブ		左に同じ	
(3) 本籍		アメリカ合衆国		東京都世田谷区代田橋	
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍		夫の氏 花子		妻の氏 花子	
婚姻の別		初婚		再婚	
(8) 夫妻の職業		夫の職業		妻の職業	
その他		令和元年8月23日		米国ミシガン州の方式により婚姻成立、同州オカ郡作成の婚姻証書添付。	
届出人		夫		妻	
署名押印		夫		妻	
事件簿番号					

配偶者が外国籍の場合は、この届書では氏（姓）は替わりませんので、この欄にはチェックをしないでください。戸籍の氏を変更したい場合は、婚姻日より6ヶ月以内に「外国人との婚姻による氏の変更届」を提出してください。

ここは何も記入しないでください。

戸籍のとおり の氏名を日本語で記入する。

本籍地は、ハイフン（-）などで略さず戸籍に記載のとおり正確に記入。不要な文字は二重線で消す。

新本籍地として設定可能かどうかを本籍地役所に確認の上、正確に記入してください。日本へ確認を行った上で記入したという旨をメモ付箋等で届書に添えて提出ください。

印鑑がない方は、拇印（右手親指）を押す。

現住所（郵送用）を英語表記で記入。上記「住所」欄に日本語で記入した住所と内容が一致するように記入。電話番号も記入。

City → 市 Township → 町
例：Commerce Township コマース町

5 Salt Drive APTA. Norwalk 98123 U.S.A.
(810) 222-2333

証 人		
署 押	名 印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	番 地 号	番 地 号
本		

ここは何も記入しないでください。

記入の注意

1. 届書は必ずこの届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
2. 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
3. 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
4. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。養父母についても同じように書いてください。
5. ☐には、あてはまるものに☒のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけないでください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。
6. 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものとしてその年月を書いてください。まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。
7. 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。
8. ☐夫 ☐妻 に当てはまると思うものに☒夫☒妻 のようにしるしをつけてください。
9. 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面（旅券写し等）を提出してください。
10. 未成年者が婚姻するときは、父母（養子のときは養親）の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名押印してください。
11. 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
12. 夫婦がともに日本人のときは、届書3通（新しい戸籍がつくられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは4通）、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通（新しい戸籍がつくられる場合に今までとは別の市区町村につくりたいときは3通）出してください。
13. 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。